

令和6年度 川根本町定住・移住促進

住宅改修

事業費補助金

この町で、この家で、楽しく快適に暮らしていくために
今年度も「住宅改修補助金」の受付が4月22日(月)から始まります
申請は先着順で受け付けます。予算限りで終了となりますので、お早めにごうぞ

受付開始は

4月22日(月)

(午前8時15分から)

受付は「先着順」です

申請書類をご準備のうえ、役場
経営戦略課までご提出ください



対象・条件

- ①町民の皆さんが町内に居住する住宅
- ②工事費30万円以上が対象です(施工業者の見積書が必要です)
- ③町税等を滞納していないこと
- ④申請前に工事着工しないこと。また令和7年2月末日までに工事を完了すること
- ⑤住宅の修繕、機能向上のための増改築が対象です(倉庫や離れの増改築、家具家電購入は対象外です)
※過去10年間のうちに同様の補助金(住宅リフォーム補助等)を受けている場合は申請できません

補助額・率

予算は1,000万円です。補助金の上限額は20万円、補助率は3分の1です

例)工事費35万円の場合⇒ $35万円 \times 1/3 \div 11万6千円$ が補助額です

※次の場合は加算がありますので申請時にお申し出ください

- ①同居人が増えるため部屋の増築等を行う場合…10万円加算
- ②18歳未満の子ども部屋の増築及び改修を行う場合…10万円加算

申請の方法

※申請書は、平日にご提出ください(土日祝日は受付できません)

受付開始は4月22日(月)午前8時15分。役場本庁舎2F 経営戦略課が受付場所です。

事前に、申請書の様式を「役場本庁2階 経営戦略課」または「役場総合支所窓口」で入手してください

「川根本町ホームページ」からダウンロードすることも可能です。

申請書類に必要事項を記入し、添付書類(工事見積書、改修箇所の写真など)をそろえた上で、

「役場本庁2階 経営戦略課」までご提出ください。書類に不足があると受付できませんのでご注意ください

※Eメールや郵送での申請も可能ですが、受付順が遅くなる場合があります



川根本町役場 経営戦略課 定住・移住推進室

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627

【電話】0547-56-2221 【E-mail】keiei@town.kawanehon.lg.jp

●住宅改修補助金の申請に必要な書類

①補助金交付申請書(様式1号)

役場本庁2階 経営戦略課か役場総合支所窓口で入手してください
または川根本町ホームページからダウンロードしてください

②事業計画書(様式2号)

役場本庁2階 経営戦略課か役場総合支所窓口で入手してください
または川根本町ホームページからダウンロードしてください

③工事施工見積書のコピー

施工予定業者さんからもらってください

④施工箇所が分かる写真

施工予定業者さんにご相談ください

⑤施工箇所が分かる見取り図

屋根や外壁塗装の場合は省略可。施工予定業者さんにご相談ください

●申請前に今一度ご確認ください(下に該当する場合は申請できません)

- ・申請書類に不足はありませんか(上記①～⑤)
- ・工事費(消費税込)が30万円未満ではありませんか
- ・同様の補助金を、10年以内に受けていませんか
- ・工事内容の中に「離れや車庫の改修」が入っていませんか
- ・既に工事が始まっていませんか
- ・家屋の名義はご自身ですか(他人名義の建物では申請できません)

申請できるか迷う場合は経営戦略課 定住移住推進室にご相談ください。Tel0547-56-2221
詳細をお聞きした上でお返事いたします。